

「京都地方税機構広域計画」新旧対照表

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">京都地方税機構広域計画</p> <p>第1 広域計画の概要</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>1 広域計画の策定趣旨</p> <p>京都地方税機構広域計画（以下「広域計画」という。）は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図りながら、地方税の課税に関わる一部の事務、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務並びに構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備等に関する事務を、総合的、効果的、効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。</p> <p>2 広域計画の期間及び改定</p> <p>広域計画の期間は、<u>平成21年度から平成25年度までの5か年間</u>とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	<p style="text-align: center;">京都地方税機構<u>第2次</u>広域計画</p> <p>第1 広域計画の概要</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>1 広域計画の策定趣旨</p> <p>京都地方税機構<u>第2次</u>広域計画（以下「<u>第2次</u>広域計画」という。）は、<u>第1次広域計画の基本方針を踏襲し</u>、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）並びに広域連合を組織する京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）が、相互に密接な連携を図りながら、地方税の課税に関わる一部の事務、地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務並びに構成団体が賦課すべき地方税の税額を共同で算定するために必要な電算システムの整備等に関する事務を、総合的、効果的、効率的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定により策定するものです。</p> <p>2 広域計画の期間及び改定</p> <p><u>第2次</u>広域計画の期間は、<u>平成26年度から平成30年度までの5か年間</u>とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p>